

## 政務活動費に係る課題

項番	項目	内 容
1	支出証拠書類のあり方	<p>岐阜市議会政務活動費の交付に関する条例第9条第3項『収支報告書等を提出するときは、領収書その他の証拠書類を併せて提出しなければならない』を徹底する。具体的には、</p> <p>①支出証拠書類は、領収書を原則とする。            ②第12号様式(会派用)、第13号様式(議員個人用)は、廃止の方向で検討する。            ③領収書が発行されない場合に限り、他の支払いを確認できる書類を証拠書類として添付する。</p> <p>&lt;③の例&gt;            ア)クレジットカード払いの場合            「カード利用明細書の写し」+「口座引落しを確認できる通帳の写し」            イ)契約に基づく口座振替払いの場合(家賃、リース料等)            「契約書の写し」+「口座引落しを確認できる通帳の写し」            ウ)ATM操作にて、口座振込により債権者に支払った場合            「請求(明細)書」+「ATM利用明細票」            エ)路線バス運賃の場合            「運賃を確認できる書類」+「利用区間前後の議員の行程等を確認できる書類」            ※領収書を徴することができない場合を精査する(例:電車の近距離切符は領収書を徴取できる)。</p>
2	視察時の添付書類	<p><u>市外への視察(調査、研修、要請、陳情)においては、領収書に加え、次の書類の添付を徹底する。</u></p> <p>①視察予定表(移動手段、経路、訪問先等の行程が分かる書類)            ②視察報告書(視察目的、実績、成果等が分かる書類及び写真。面談した場合は名刺を添付)</p>
3	人件費の添付書類	<p><u>雇用状況を確認するため、領収書に加え、次の書類の添付を徹底する。</u></p> <p>①雇用契約書(又は労働条件を明示した書類)            ②勤務実績が確認できる帳簿(出勤簿等)            ③被雇用者の身分証明書類(住民票、免許証の写し、健康保険証の写しのいずれか)</p>
4	透明性の確保	<p><u>収支報告書、実績報告書、領収書等をホームページ上に公開する。</u></p>
5	「後払い制」の導入	<p>政務活動に要した費用を、議員がいったん自己負担し、一定期間の収支報告書等を提出し<u>適正と認められた費用を後日交付する「後払い制」を導入する。</u>            現在、京丹後市(月額15,000円)において導入されており、同市では、年度を上半期・下半期に分け、上半期の政務活動費は12月に支給している。</p>
6	交付額	<p><u>政務活動費交付額の妥当性を検討する。</u>            岐阜市議会 1人年額1,800,000円(月額150,000円)            ※中核市中、最高年額は金沢市1,920,000円、最低年額は豊田市530,000円、平均1,103,872円</p>
7	親族や同族会社への家賃支出	<p>現在、岐阜市議会では議員又は生計を一にする親族所有の物件を事務所として使用する場合、その家賃に政務活動費を充てることは認めていないが、議員やその親族が役員を務める法人所有の物件については制限していない。            一方で、議員が代表を務める法人が所有する物件を認めない判例や、議員又は親族が役員を務める法人が所有する物件を認めない地方議会がある。            こうした動向を踏まえ、事務所の家賃等の支出先に関し、疑義を招かない判断指針を検討する。</p>